

山口県報

平成25年
5月22日
(水曜日)

目 次

○告示
蜜蜂の腐蛆病の発生（畜産振興課）……………



山口県告示第二百十二号

蜜蜂の腐蛆病が発生したため、みつばちの腐蛆病まん延防止規則（昭和三十一年山口県規則第二十一号）第五条の規定により、そのまん延防止について、次のとおり告示する。

平成二十五年五月二十二日

山口県知事 山本 繁太郎

一 発生場所等

発 生 場 所	患者又は 疑似患者	群数	発 生 年 月 日	摘 要
---------	--------------	----	-----------	-----

柳井市柳井五一六六	病蜂群	五	平成二五、五、二一	焼却処分
-----------	-----	---	-----------	------

二 必要な措置

腐蛆病が発生した地点を中心として半径二キロメートル以内の区域にある蜜蜂及び腐蛆病の病原体を広げるおそれのある物品は、平成二十五年五月二十二日から十四日間、家畜防疫員の指示に基づいて移動させる場合のほか、移動させてはならない。

平成
二十五年
五月
二十二
日
印刷
發行

發行
行人
人所

山山
口口
県県
知知
事事
庁庁